

揚水賦課金・経常賦課金の改定(案)についてご理解をください。

◎ 今回、賦課金の改定をする理由

びわこ揚水土地改良区

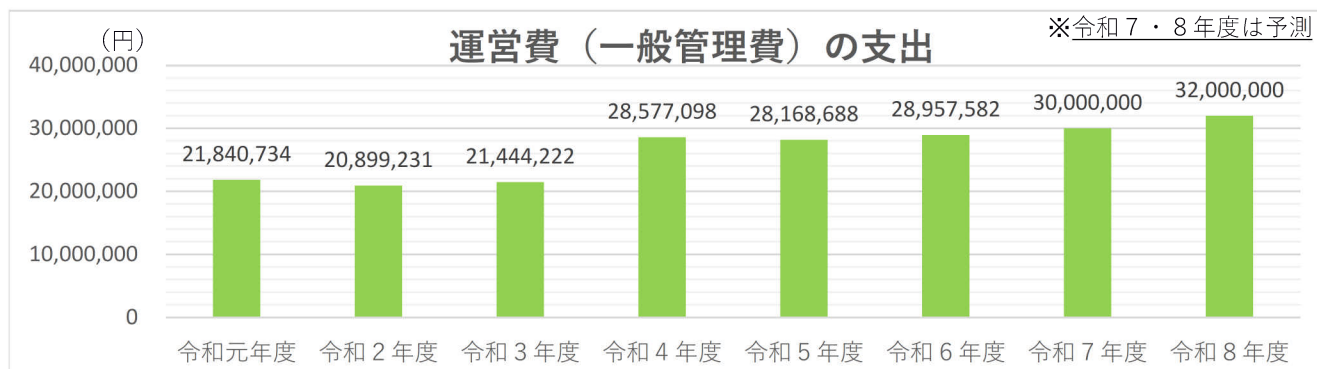
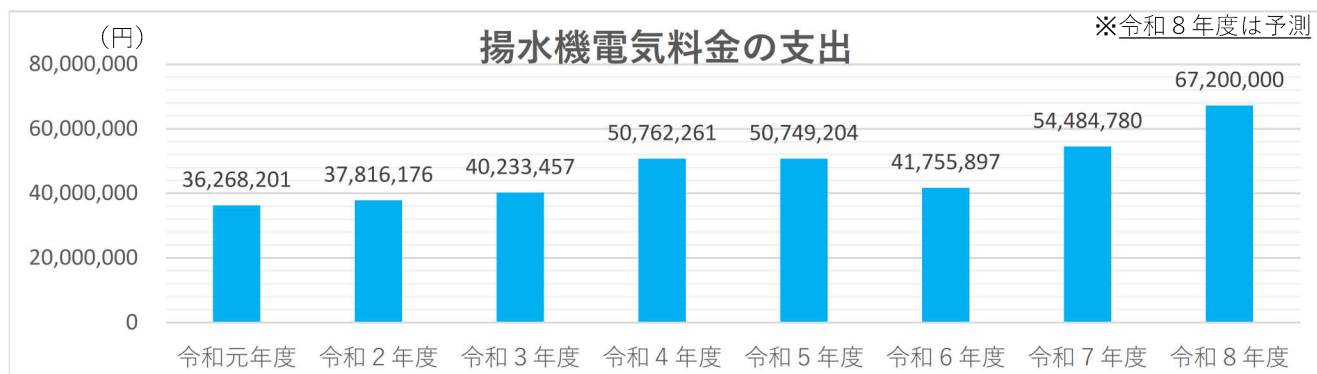
土地改良区の運営は、組合員の皆様方から徴収する賦課金で賄われています。特に、令和4年2月のロシアのウクライナ侵略以降 農業生産資材・燃料費が急激に高騰いたしております。

その中で、電気代の高騰は揚水機場から全ての圃場に田用水を送水するためのポンプの運転を必要とする当改良区では大きな負担となっております。

このため、令和4年7月から奇数・偶数分土工別の分別送水に切り替えるなど組合員の皆様方にはご協力をいただき改良区の運営を行ってきました。

しかしながら、令和7年の夏は少雨と猛暑が重なるなど揚水量と電気料金は過去最大となりました。また、経常賦課金の対象となる運営費(一般管理費)も増えております。

今後、揚水ポンプの運転時間削減も視野に入れておりますが、現在の賦課金(揚水賦課金・経常賦課金)をそのまま据え置くことは、この先の当改良区の存続が危ぶまれることとなりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



◎ 賦課金の値上げの内容

揚水賦課金 (反当)	改定前 平成25年度～ 5,000円	⇒	改定後 令和8年度(予定) 6,000円
	改定前 平成29年度～ 田：3,000円 畑・用単：1,500円	⇒	改定後 令和8年度(予定) 田： 3,500円 畑・用単： 1,800円

上記の料金(案)は、理事会ならびに総代会に提出します。